

腎臓病検診

対象者

小・中学校における全児童・生徒、幼稚園・こども園における対象園児
ただし、既に病院で管理中の方は除きます

検査内容

1次・2次検査については尿検査の提出のみ。3次検診は東京都予防医学協会健診センターで実施します。

1次検査 尿検査 [糖・蛋白・潜血・必要により蛋白/クレアチニン比(定量)]

2次検査 尿検査 [糖・蛋白・潜血・必要により蛋白/クレアチニン比(定量)
尿沈査(鏡検法)]

3次検診 (腎) 蛋白・潜血(早朝尿・随時尿)、尿沈査(鏡検法/早朝尿・随時尿)、
B2ミクログロブリン/クレアチニン比(早朝尿のみ)、
蛋白/クレアチニン比(早朝尿のみ)、計測(身長・体重・血圧)、
血液検査 [W・R・Hb・Ht・CRP・TP・Alb・A/G比・T-C・BUN・
Cr・eGFR・補体(C3)]

小児腎臓専門医による診察、必要により腎臓超音波検査

3次検診 (糖) 専門医による診察、尿検査(糖・ケトン)、血圧、
血液検査(血糖・血中インスリン値・HbA1c・GAD・TG・GPT)、
医師の指示によるブドウ糖負荷試験(尿糖・血糖)

実施時期

1次・2次検査の日程については、教育委員会様から配信された日程表をご確認ください。

3次検診までを6月末までに実施します。それ以降は受診できません。

検診の流れ

- ① 各学校へ日程表(初版)通知
- ② 各学校へ日程表(改訂版)通知
- ③ 尿資材を本会から各学校へ送付
- ④ 教育委員会もしくは本会へ名簿マスタ提出
- ⑤ 氏名入り尿袋を本会から各学校へ送付
- ⑥ 1次検査実施
- ⑦ 1次検査の結果を各学校に報告 報告日については日程表をご確認ください。
- ⑧ 2次検査実施
- ⑨ 2次検査の結果を各学校に報告
- ⑩ 3次検診を東京都予防医学協会で行う
- ⑪ 3次検診の結果を各学校に報告

1次検査について

1次検査容器

- ・尿検査容器は1次検査用の容器(緑キャップ)を使用します。
- ・午前中(12時頃まで)に本会スタッフが回収いたします。12時を過ぎても回収されない場合はお手数ですが本会までご一報ください。
- ・検査不能の方がいる可能性がございます。報告書の連名表をご確認ください。検査不能の方がいた場合は再度ご提出をお願いします。



回収当日の留意点

- ・本人の検体で間違いはないか？ 兄弟間の取り違えなどはないか？ 尿袋に名前は書かれているか？
- ・尿検体はクラスごとに容器回収用ビニール袋に入れてお渡してください。
- ・1回目の回収のみ、受取書(複写式)をご提出いただきます。

2次検査について

2次・3次検査容器

- ・採尿方法は1次と同様ですが、2次検査は必ず黄色キャップの20ml容器を使用してください。
- ・検査不能の方がいる可能性がございます。報告書の連名表をご確認ください。検査不能の方がいた場合は再度ご提出をお願いします。



未提出者および生理中の児童・生徒・園児の扱い

- ・欠席や生理等の理由で、1次検査で尿を提出できなかった場合は2次検査の検体回収時に提出することが可能です。
- ・回収の際は1次と2次の検体を別々のビニール袋に入れてお渡してください。

幹事校回収(自治体によって方法が異なります)

- ・幹事校 他校から預かった検体はそのまま学校ごとに1次と2次の検体を分けた状態で提出してください。
- ・幹事校以外 1次と2次の検体それぞれ分けて幹事校に提出してください。

1次・2次共通の注意事項

- ・個人が特定できない場合がありますので、尿袋に入れて提出する場合には、学校名は必ず〇〇区(市・町・村)立からご記入ください。
- ・他人の尿袋(バーコードのついた他人の尿袋)の名前などを訂正して使用しないようお願いします。
- ・個人情報が入字されている尿袋に訂正がある場合は赤字で訂正をお願いします。
- ・予備の資材を教育委員会様にお預けしている場合がございます。容器等が足りなくなった場合は教育委員会様にお問い合わせください。

3次検診

本会健診センターにて専門医が検査を実施します。保護者の同伴が必要です。
検査の日時は保護者宛てのお知らせに記載しています。日程変更をご希望の場合は保護者が当会(03 - 3269 - 1131)へ直接ご相談ください(受付は、平日9時～17時)
3次検診の結果は、当日口頭でお伝えします。
紹介状(診療情報提供書)が発行された場合にはその場で保護者にお渡します。
検診日当日に早朝尿を採尿してください。容器は2次検査と同様の黄色キャップのものを使用します。1次検査容器は使用できませんのでご注意ください。

3次検診当日の持ち物

- ①尿(早朝尿)
- ②検診のお知らせ兼問診票(裏面)

3次検診受け入れ期間外に対する措置

ご家庭での管理、保険診療となります。専門医療機関への受診をおすすめします。

運動制限が必要な児童・生徒がいた場合、本会から至急の連絡をいたします。
(本会から至急の連絡がない場合は、運動制限を要する該当者はいないご判断
いただいで構いません)。

※ただし、病院管理中の方は主治医にご確認ください。